

令和5年 改正職業安定法施行規則Q & A (労働条件明示等)

1 明示しなければならない労働条件の追加

(法第五条の三に関する事項)
第四条の二 (略)
2 (略)
3 法第五条の三第四項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 ただし、第二号の三に掲げる事項にあつては期間の定めのある労働契約(当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものに限る。以下この項において「有期労働契約」という。)に係る職業紹介、労働者の募集又は労働者供給の場合に限り、第八号に掲げる事項にあつては労働者を派遣労働者(労働者派遣法第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。)として雇用しようとする場合に限るものとする。
一 <u>労働者が従事すべき業務の内容に関する事項(従事すべき業務の内容の変更の範囲を含む。)</u>
二・二の二 (略)
二の三 <u>有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項(通算契約期間(労働契約法(平成十九年法律第百二十八号)第十八条第一項に規定する通算契約期間をいう。)又は有期労働契約の更新回数に上限の定めがある場合には当該上限を含む。)</u>
三 <u>就業の場所に関する事項(就業の場所の変更の範囲を含む。)</u>
四～九 (略)

① 従事すべき業務の内容・就業場所の「変更の範囲」

問1-1

「変更の範囲」とは、どのような内容を想定しているのか。

- 今後の見込みも含め、その労働契約の期間中における就業場所や従事する業務の変更の範囲のことをいいます。
- 「今後の見込み」とは、労働者の募集等を行う時点で想定され得る事業の方針変更等を踏まえたもので足り、募集等の時点で具体的に想定されていないものを含める必要はありません。
- なお、有期労働契約の場合については、当該労働契約期間中における変更の範囲をさすものであり、更新後の契約期間中に命じる可能性がある就業場所及び業務の変更については含まれません。

問 1－2

「変更の範囲」について、募集等の時点で想定されているものは全て一度に列挙する必要があるのか。

- 指針で規定しているように、求人広告のスペースが足りない等、やむを得ない場合には「詳細は面談時にお伝えします」などと付した上で、労働条件の一部を別途のタイミングで明示することも可能です。
- この場合、原則、面接などで求職者と最初に接触する時点までに、全ての労働条件を明示する必要があります。

問 1－3

労働契約の期間内に従事すべき業務及び就業場所の変更が見込まれない職種の募集であっても、「変更の範囲」を明記する必要があるのか。

- 求人の内容（業務など）に鑑み、従事すべき業務や就業場所に変更がない業種・職種・雇用形態であるような場合は、記載する必要はありません。例えばこれらの変更が想定されない日雇労働者に対しては、雇入れ日における従事すべき業務や就業場所を明示すれば足り、「変更の範囲」を明示する必要はありません。

② 有期労働契約を更新する場合の基準

問 1－4

「有期契約を更新する場合の基準」について、どの程度の基準を明記する必要があるのか。

- 「諸般の事情を総合的に考慮したうえで判断する」というような抽象的なものではなく、「勤務成績、態度、能力により判断する」、「会社の経営状況も踏まえて判断する」など、具体的に記載いただくことが望ましいです。

問 1－5

有期契約の通算契約期間や更新回数につき、特段上限を設けていない場合にも「上限なし」と記載する必要があるのか。

- 上限を設けている場合のみ記載すれば足り、上限を設けていない、設ける予定がない場合は明示する必要はありません。

2 手数料表等の情報提供の方法

（法第三十二条の十三に関する事項）

第二十四条の五 （略）

2・3 （略）

4 有料職業紹介事業者は、手数料表、返戻金制度に関する事項を記載した書面及び業務の運営に関する規程について、その事業所内の一般の閲覧に便利な場所への掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により、情報の提供を行わなければならない。

問2－1

「事業所内の一般の閲覧に便利な場所への掲示、インターネットの利用その他の適切な方法」とあるが、どのような方法が認められるのか。

- 改正の内容は、書面の掲示しか認めていなかったところ、その範囲を拡大するものであり、特定の方法を指定する趣旨ではありません。
- したがって、サービスの利用者が、事業者のサービスを実際に利用するまでに明示される方法であれば問題ありません。例えば、
 - ・ 求人企業の担当者との面談に当たって、書面等で提供する
 - ・ 自社 HP 等の分かり易い場所にあらかじめ掲載しておく、又は、自社 HP 等を経由したサービス利用の案内において、利用規約等の確認を求めるタイミングに併せて提供するといった方法が考えられます。

3 その他

問3－1

業務運営要領上では、「職業紹介事業は、許可証を、その事業所内の一般の閲覧に便利な場所に掲示しなければならないこと」とされているが、この取り扱いはどうなるのか。

- 業務運営要領上で定めている許可証の掲示義務についても、本施行規則の改正に合わせ、書面の掲示に加え、自社ホームページなどでも情報提供を行うことができることとなるよう、業務運営要領の改正を行う予定です。